

Discussion Paper # 93 - DOJ - 50

「中国経済とGATT」

小宮隆太郎

1994年3月

通商産業研究所 Discussion Paper Seriesは、通商産業研究所における研究成果等を取りまとめ、所内での討議に用いるとともに、関係の方々から御意見を頂くために作成するものである。この Discussion Paper Seriesの内容は、研究上の試論であって、最終的な研究成果ではないので、著者の許可なく、引用または複写することは差し控えられる。また、ここに記された意見は、著者個人のものであって、通商産業省または著者が所属する組織の見解ではない。

## 要 旨

現在、GATTにおいて中国の参加に関する交渉が進められているが、本稿は、中国のGATT参加に関連する経済的ないし経済学的諸問題について考察したものである。

GATT体制は、市場経済の担い手である各国の企業が、いずれの国に存在している企業とも、できるだけ政府の干渉なしに自由・多角的・無差別に財貨の取引をすることを理想としている。したがってGATT体制は、国際取引の自由化に止まらず、国内経済の一定の自由化をも加盟国に要請する。ところが、現在の中国の経済諸制度・政策には、貿易業務の許可制、二重価格制、政府による国有企業の赤字補填、各省政府による産業保護など、基本的な考え方においてGATTの諸原則と非整合的な事柄が少なくない。

現状では、中国の経済諸制度とGATT体制とは「水と油」という印象を禁じえない。

中国では、GATT参加に伴い輸入圧力を防ぐことが難しいとの懸念があるようだが、第一に、マクロ的な輸入の調節は、①中央銀行がマネーサプライを適切にコントロールしてインフレなき経済成長を実現すること、また②かりに多少のインフレが不可避であるとしても、為替レートを外貨の需給を均衡させる水準に随時調整することによって可能である。第二に、産業部門別の輸入圧力に関しては、貿易自由化に伴い「比較優位」に基づく輸出と輸入の適度な均衡が達成されるはずである。またいわゆる「幼稚産業の保護」については、それをGATT規定に合致した形で進めればよい。中国は長期的な視野をもって貿易自由化を着実に進めるために、「貿易自由化計画」を作成することが望ましい。

社会主義の経済制度とは、基本的な生産手段の公有、計画経済、労働に応じた所得分配、の三つの原則により特徴付けられると説明されてきた。中国がGATTに参加すれば、国有企業を十分な自主性・自立性をもった経済主体とし、品目別の指令的需給計画や計画価格の制度を廃止するなど、従来の社会主義的諸制度の改変が不可避である。またGATT体制は、法治主義、諸制度・政策の透明性および情報の自由な流通を必要としており、中国は現在の党治主義と秘密主義を克服しなければならないであろう。

中国のGATT参加は、中国自身にとっても、日本を含む世界の他の国々にとっても、大きな利益をもたらす。今後中国がその経済諸制度の一層の市場経済化・自由化を進め、法治主義を定着させ、貿易政策・制度の透明性を高め、中国のGATT参加が実現することが望まれる。

# 「中国経済とGATT」

[未定稿]

青山学院大学・小宮隆太郎

1994年3月

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1. はじめに             | 1  |
| 2. GATT体制と貿易自由化の要請  | 3  |
| 3. 国内市場の統合と赤字企業の問題  | 6  |
| 4. 中国の貿易体制の現状       | 9  |
| 5. 輸入圧力のマクロ的調節      | 13 |
| 6. 外国為替政策           | 16 |
| 7. 部門別の輸入圧力と産業保護    | 18 |
| 8. 社会主義とGATTは両立するか? | 21 |
| 9. GATT参加に伴う利益と不利益  | 26 |
| 10. おわりに            | 28 |
| 追記                  | 30 |
| 注記                  | 32 |
| 年表：中国とGATTの関係       | 39 |

## 1. はじめに

最近の数年間、中国経済についてさまざまな良いニュースも、また悪いニュースも伝えられている。良いニュースは、何とんでも高い経済成長率が続き、経済が急速に発展していることであろう。そして対外経済開放と企業改革も、曲がりなりにも、あるいは少しずつは、進んでいる。旧ソ連・東欧諸国で見られたような、中央集権的計画経済から市場経済への移行に伴って生じた生産の大幅な縮小とハイパー・インフレーションは、中国では起こっていない。それどころか、沿海諸省ことに華南の諸省は、世界中が瞠目するような急速な経済成長を続けている。旧ソ連諸国とは対照的に、消費財は潤沢に出回っており、民衆の消費水準は年々着実に向上している。

他方、悪いニュースは、経済過熱、インフレ、農民の暴動、白条・青条、農村人口の盲流、経済犯罪、幹部の不正、貧富の差の拡大、沿海部と内陸部の格差の拡大、鉄道・電力等のボトルネック、亜硫酸ガスによる大気汚染、等々である。中国が大筋において望ましい方向に発展しているのか、それともいろんな面で混乱と混迷の度を深めつつあり、いずれは何らかの“catastrophe”が避け難いのか、私には判らない。

私はこの前に中国経済について論文を書いたから、中国経済の研究から遠ざかってしまった。前回の論文を書いたときも、それ以前に私が中国経済に関する著作を書いたときほどには、多くの時間を割き、深く考えるということができなかったが、今回は残念ながら時間と努力がさらに不足していると感じ、忸怩たるものがある。残念ながら、私には中国経済の最近の実態がよく分かっていない。(注1)

それにもかかわらず、私がなぜ「中国経済とGATT」というテーマで論文を書こうと思ったのかというと、私は、中国のGATT参加問題に関連していくつかの基本的な質問をもち、それらに対して自分自身で考えて多少とも答えを出してみたい、と思ったからである。それは、次のような一連の質問である。

\*中国が国内において「社会主義市場経済」体制をとり、国際経済関係ではGATTに参加することが両立し得るか？ 両者は「水と油」(注2)ではないか？ 中国経済の現状

とGATT体制の想定している国民経済の状態とはどの程度乖離しているか？

\*そもそも中国が目指している「社会主義市場経済」とはどのようなシステムか？ それは単なる「市場経済」とどう違うのか？ この場合の「社会主義」とは、どのような内容のことなのか？

\*中国がGATT参加により輸入数量制限を撤廃し、関税率を引下げたときに、輸入急増の「輸入圧力」を適当な水準にコントロールできるか？

\*中国のGATT参加により、中国にとって、また他の国々にとって、どのような利益・不利益が生じるか？ 中国はGATT参加の利益・不利益をどのように判断して、GATT参加を決意し、申請したのだろうか？

\*中国のGATT参加に伴って、中国の経済システムはどのように変化するだろうか？

なお現在進行している中国とGATT締約国団の間の交渉が中国のGATTにおける「地位の回復」（中国の立場：これを中国語で「復関」というらしい）のための交渉なのか、それとも「新規加入」（既加盟国の立場：「入関」という）のための交渉なのかという問題があり、当面はこの対立を避けて「参加」という言葉が使われているとのことである。以下では、中国については「加入」「加盟」「復帰」と書かず、すべて「参加」と書くことにする。

ところで私が「中国经济とGATT」というテーマで論文を書くというと、中国とGATTの関係の歴史的経緯とか、1986年7月から始まった参加交渉の最近の進捗状況とか、それが「復関」の交渉なのか「入関」の交渉なのかという問題とかについて私が書く、と考える人が少なくないようである。しかし私はそれらの事柄については比較優位をもっていない。中国とGATTの関係の歴史的経緯（簡単な年表を本稿末尾に付した）とか、「参加」交渉の進捗状況とか、この問題に対する日本はじめ西側諸国の立場・要求・要望とかは、中国側の交渉担当者がよく知っているはずであり（しかし広く報道されているのだろうか？）、私が書くまでもないことである。それらについて私は日本語で公刊されている情報（注3）以上の知識はもっていない。私がいわゆる“Gattologist”（注4）ではなく、法律家でもないことはいうまでもなく、私はGATTに関する法律問題については初歩的知識しかもっていない。以下で書くことのうちGATT関連の法律問題、法律的側面については、私は自信がない。私が書きたいことはそれらのことではない。

「中国とGATT」について私が書きたいのは、中国のGATT参加に関連する経済的ないし経済学的諸問題である。それがどういうことであるかは、以下で次第に明かになるだろう。

## 2. GATT体制と貿易自由化の要請

最近の中国の国際貿易・外国為替管理制度についてさしあたり利用可能な日本語文献(注5)を読み、また中国とのビジネスに携わっている人達の話を見ると、中国は非市場経済(nonmarket economy)から市場経済に移行中だが、少なくとも国際貿易と外国為替(国際収支)管理に関するかぎり、まだ市場経済よりもはるかに非市場経済の方に近い、という印象を受ける。

GATTの理念 GATT体制が前提としている加盟国の経済システムは、典型的には私企業(民間企業)を主要な担い手とする競争的な市場機構あるいは価格機構(market mechanism, or price mechanism)である。加盟国は互いに関税・非関税障壁を撤廃ないし引下げ、関税以外については他の加盟国の財貨(産品、product)に対して「内国民待遇」(national treatment)を供与しあう。そうして市場経済の担い手である各国の私企業は、他のいずれの国に存在している私企業とも、政府の干渉なしに自由・多角的・無差別に財貨の取引きをする、というのが、GATTの「理念」(philosophy, ideology)というか、GATT体制の基礎にある経済思想である。いくつかの限定(qualifications)はあるが、このようにして、国際貿易まで含めて、資源配分と所得分配を市場機構に委ねようというのがGATT体制の基本的構想である。(注6)

ところが中国経済の現状は、このような状態とは程遠い。また現在の実態がGATT体制の基本的構想に程遠いだけでなく、現在の中国指導部の経済思想あるいは経済運営の「理念」が、GATTの基礎にある経済思想と程遠く、異質なのである。私の受ける印象では、「自由」とか「内外無差別」(内国民待遇)といった言葉は、中国の指導部が忌み嫌う言葉であるかのように見える。中国を旅行したり、中国とのビジネスに従事している

人達から話を聞いたりすると、中国では共産党・政府は人民や企業の日常の細々としたことに干渉しており、それらの直接的干渉を受けずに「自由」に行えるビジネスなど一つもなく、また政府は自国人・自国企業（内）と外国人・外国企業（外）とを峻別して多くのことについて内外が「無差別」にならないように目を光らせている、という印象を受ける。外国系企業（三資企業）に対する法令は中国企業に対するものとは別であるし、外国人は通貨（外匯兌換券）・交通機関の運賃・ホテル等の料金・友誼商店・立入り禁止（制限）地域・「内部」刊行物へのアクセス等々について厳しい差別（ときに優遇）を受ける。

現状では「中国の経済運営の指導理念とGATT体制の基礎にある考え方とは、水と油である」といっても過言ではないように、私には思われる。中国政府のある幹部は、GATT参加に関連して、「中国の市場経済は発展しており、1992年のGNPの約80%は市場経済部分であり、計画経済部分は20%にすぎない」という趣旨のことを述べたと伝えられている。しかしGATT体制の想定している市場経済の諸制度と理念がどれだけ中国に定着したか、かつての純然たる「社会主義」経済から出発して中国がGATT加盟国に相応しい「貿易自由化」を完了するまでに、これまでどれだけの道程を進んできたかという、行かなければならない100の道程のうちまだ20くらいしか進んでいないように、私には思われる。（注7）

**貿易自由化・経済自由化の要請** 最近の中国の経済政策の指導理念として、「経済改革、対外開放」がスローガンになっているが、GATT体制が加盟国に求めているのは、これまでの中国の政策のように対外的に閉ざされていた窓を少しずつ開けてゆくという「対外開放」に止まらず、財貨サービスに関する国際取引、およびそれらに関連する外国為替・投資等を基本的に「自由」にする、すなわち個々の企業（自国企業、外国企業）の自主的判断に任せるといふ、「貿易自由化」である。（注8）

しかも「貿易自由化」は、財貨サービスの国際貿易取引の自由化に止まらず、国内取引における一定の「自由化」をも必要とする。以下で述べるように、価格統制・二重価格制・指令性の物資需給計画等は、GATT体制と基本的に両立しない。GATT体制への参加に伴って必要なことは、「貿易自由化」（「貿易」は今日の日本語ではもっぱら「国際貿易」を意味するが、幸か不幸か、中国語では国内の交易をも含む！）プラス国内

経済の自由化である。中国がG A T T体制への参加を望むのであれば、たんなる「対外開放」ではなく、「貿易自由化」「経済自由化」を当面の経済政策の指導理念としなければならないだろう。

このように私が言うと、中国は国際貿易に関する国際協定であるG A T Tに参加を希望しているのであって、そのために国内経済の運営についてまで外国ことに先進諸国にあれこれと要求されるのは心外である、と中国人は反発するかもしれない。しかしそのような反発は誤解に基づく。

G A T T既加盟国ことに先進諸国では永年の多角的交渉の結果、貿易自由化が進んでおり、関税・非関税障壁はきわめて低く、また競争的市場機構と内外無差別が経済運営の基本になっている。G A T Tは一種のクラブであり、そのメンバーの国の私人・企業は随時他のメンバーの国内で自由・無差別・多角的に取引きできる。中国がG A T T加盟国となれば、中国の企業は随時他の加盟国の市場でその国のいずれの私人・企業とも自由・無差別・多角的に取引きでき、その際、相手国の関税・非関税障壁はきわめて低い。これに対して、中国のG A T T参加後に他の加盟国の私人・企業が中国市場で輸出入のビジネスをしようと思ったときに、中国では関税・非関税障壁が高く、国内には価格統制・物資の需給計画・各種の許可制等、さまざまな政府介入があって自由に取引きができない、というので公平とはいえない。

中国は永年国際経済関係について「互惠・平等」と言ってきたが（しかしその内容はG A T Tのような法律的裏付けを欠き、意味が曖昧であった）、中国の企業は外国で自由にビジネスができるのに、外国の企業は中国では自由にビジネスができない、というのでは「互惠」的（reciprocal, reciprocity）でない。（注9）これが、G A T T既加盟国が中国はじめ新規加盟を望む国に対して貿易自由化と国内経済の一般的な自由化を要求する所以である。（注10）



### 3. 国内市場の統合と赤字企業の問題

中国経済の現状がGATTの想定している競争的市場機構とは程遠いことを端的に示す一つの事例について、次ぎに述べよう。中国では、GATT参加が実現すると、一方では利益も大きい、他方では自国の産業・企業が厳しい国際競争にさらされることになり、多くの産業・企業が苦境に陥る、と考えられているようである（私はそうは考えないことは第7節で述べる）。これに関連して中国では、「一番大きな打撃を受けるのは自動車産業であり、1992年現在、中国の自動車工場は163社あるが、総生産量は100万台にすぎず、日産自動車一社の半分以下」なので、「高関税率を維持して自動車産業を保護する必要がある」と考えられているようである。（注11）

なぜ163もの自動車工場があるか？ 中国側から見れば自動車産業の生産性の低さが深刻な問題と考えられるのであろうが、市場経済国の側から見れば、生産性の低さもさることながら、「なぜ中国に163社もの自動車工場（注12）があるのか」がまず問われるべきであろう。自動車工業のようにその生産にある程度の規模の経済（economies of scale）が働く分野では、市場経済の国では独立のメーカーの数は限られている。先進工業国をベースとする独立の自動車メーカーの数は、日本10、ドイツ4、米国3、フランス2、スウェーデン2、イタリア1程度であり、特殊な車（スポーツ・カー等）のメーカーを加えても、その数は僅かなものである。

これに対して中国には163社もの自動車メーカー（正確に言えば工場）が存在し、また他の産業分野でも多数のメーカーが存在するのは、次の諸事情によると推測される。

- ①生産の側から見ると、各省政府が自省の工場を保護し、各種の資材等の指令性の需給計画の下で自省の工場が必要とする資材等の配分（割当）量を確保し、製品の生産量を決めていること。
- ②製品の販売面から見ると、製品についてもそれぞれ指令性の需給計画が作成され、物資の地域別配分が指令に基づいて行われ、各省政府が自省の工場の製品の販売先を確保し、省内における他省の製品の販売を制限しているため、製品市場における競争が欠如しているかそれとも著しく制限されていること。

③生産性が低く経営成績の悪い工場でも、中央または地方の政府が経常損失（赤字）を補填するため、工場が赤字の状態を無限に続けてゆくことが可能であること。

④従来の中国の生産活動の単位である「工場」は、市場経済の国の工場と企業のうちの工場に近く、これを市場経済国の「企業」と同一視するのは誤りである。（注13）市場経済の国でも自動車を生産する企業（メーカー）の数ではなく工場の数ということになれば、上記の数よりもずっと多くなる。

これを要するに、中国では統合された競争的な国内市場がいまだに形成されておらず、また市場経済の国で経済活動の主要な担い手である企業に相当するものが本格的には存在しないのである。

中国の対外貿易関係のある幹部は、「中国に170社近くもの自動車工場があるのは高関税〔および輸入数量制限〕による保護のためであり、GATT参加後は関税を下げねばならず、そうなれば自動車産業の再編成が進むだろう」と述べたと伝えられているが、前半の理解は間違いである。日本では1965年まで乗用車について輸入数量制限を実施し、その後も暫くはやや高い関税を課して自動車工業を保護していた。しかし当時も日本の国内市場は統合された競争的市場であり、自動車メーカーは互いに激しく競争していたから、その数は今とほぼ同じ少数であった。中国に170社近くもの自動車工場があるのは高関税による保護が原因なのではなく、中国の国内市場が分断されており本格的な競争的市場が形成されていないからであって、そこには高関税や輸入数量制限以前の問題がある。

各省政府の役割 上記①③は中国では中央政府のみならず地方政府も一種の産業保護政策を行っていることを意味する。GATT体制は産業確立のための保護政策を全面的に否定するものではないが、そのような政策は中央政府が一定の国際的ルールにしたがって行うべきことであり、中国の30もの省（省級）政府がテンデンバラバラに産業保護政策を行うのは論外であろう。

②について、中国において省境が国境と同じように物資の移動に対する人為的障壁となることがあるということは、私は自転車・家電製品・穀類（糧食）・蜜柑・野菜・生糸・絹織物等について聞いたり読んだりしたことがある。自転車については、かつては各省が

まず自省のメーカーの自転車を省民に買わせ、他省の有名ブランドの自転車の自省内での販売を極力制限する、と聞いたことがある。このように、中国の現状では、国際貿易に対する各種の非関税貿易障壁以前に、国内の「貿易」に対する障壁がさまざまにあり、国内市場が分断されていると推測される。

GATT加盟国は、国内市場において外国産品を関税以外では国内産品と同じように処遇するのが基本原則であるが（外国産品に対する内国民待遇）、中国では各省政府が、外国産品どころか他省の産品を省境で排除することがあり、そのために国内市場が省境によって分割・分断されていると見られる。そのような状況はGATT体制と相容れない。GATT体制の下では、国際貿易に関わりのある事柄は中央政府が専管（独占的に管轄）すべきであって、地方政府は介入すべきでない。そうしないとGATTの規定が地方政府の政策によって無効になってしまうからである。（注14）

政府による企業赤字補填の問題 上記の③について、経済改革以前の中国の産業組織は「親方日の丸」「大鍋飯」であって、企業（正確には工場あるいは公司）の利潤はすべて政府に上納される代わりにその損失（赤字）も政府によって補填されていた。そして時折、国営企業の二割とか三割とかが赤字企業である、と報道されてきた。中国の163社もの自動車工場の多くは「地方国営工場」であったと思われるが、それらが存続し続けているのは、年々赤字を出しても地方政府が赤字を補填するからにほかならない。最近の経済改革により国営企業は国有企業と改められ、その破産法も制定されたと聞くが、依然として赤字の国有企業の数が多く、赤字総額が膨大な額に上り、しかし国有企業への破産法の適用例は皆無に近いらしい。

以上のことがGATT参加に際して何故問題になるかという、政府（中央・地方の）による企業赤字の補填は一種の補助金だからである。補助金についてはGATT16条とこれを敷衍した東京ラウンドの「補助金・相殺措置協定」がある。GATTは決して補助金を全面的に禁止するものではないが、ある種の補助金は禁止されており、また別のある種の補助金に対しては貿易相手国は異議を唱えて協議の対象とすることができ、場合によっては補助金の対象となっている産品に対して「補助金相殺関税」（countervailing duty）を賦課することができる。

補助金に関するGATTおよび「補助金・相殺措置協定」の規定とその具体的適用は複雑であり、それらに照らして中国の現状がどのように評価されるか、私には分からない。しかし現在の中国のように政府が多くの国有企業の赤字を補填している状態は、GATT体制と基本的に相容れない。GATT体制は、各国の企業がいずれの国の市場でも、できるだけ同じ条件で（関税以外では）フェア・プレイの原則により互いに競争することを求めている。中国の企業が中国政府から赤字補填という形の補助金を受取り続ければ、外国企業の製品の販路はそれだけ不当に狭められ、フェア・プレイの原則に反する。それは各国がそれぞれの比較優位にしたがって国際貿易を行うというGATTの理想からの乖離を意味するのである。

#### 4. 中国の貿易体制の現状

貿易体制の改革 経済改革以前の中国の国際貿易体制は、旧ソ連方式の中央集権的計画経済方式によるものであった。1978年頃から共産党・政府の経済改革・対外開放の方針により、国際貿易体制も次第に改革されてきた。関連の文献によれば、貿易に関する中央政府の権限の一部が地方政府に分散され、従来各分野ごとに設立された国家機関である「進出口公司」が一元的に行ってきた国際貿易がより多くの数の機関・企業によって行われるようになり、すべて指令性計画によって行われてきた輸出入貿易の一部、あるいは相当部分が、企業の自主的判断によって行われるようになった。政府の統制が解除ないし緩和され、政策手段として従来の指令性計画に代わって価格・為替レート・輸出補助金・輸入調節税・関税等の「経済槓桿」（價格的インセンティブ）がより多く使われるようになった。

中国のGATT参加の交渉が始まってからは、輸出補助金・輸入調節税の廃止、国際基準に則った商品分類の採用、関税率の引下げ等の措置がとられ、中国の貿易体制をGATTと整合的なものとするための努力が進められてきた。さらに下記のうち⑤の複数為替レートと⑦の外匯兌換券の制度は遠からず廃止されると報道されている（ただし過去にも何回かそのような報道があった）。[この点に関して「追記」を参照せよ。]

しかし既加盟国側から見れば、中国の「貿易自由化」は端緒に就いたばかりであり、その貿易体制の現状にはGATT（プラスIMF）体制とは整合的でないさまざまな要素が認められ、行かなければならない道程は遙か遠いように思われる。

1978年以來の貿易体制改革措置の中にも、以下で述べるようにGATT体制と整合的な方向に向かったものと、逆方向に向かったもの（複數為替レート制度〔内部決済レート・外貨調節センター〕、外貨留保制度、輸出許可証制等）とがある（後述）。後者の措置がとられたことは、中国においてGATT体制についての理解が不十分であったことを示している。（注15）

GATTと非整合的な制度・措置 中国の現行の経済諸制度・政策のうち、基本的な考え方の上でGATTの「理念」あるいは諸原則と非整合的であると思われる事項として、以下の諸点が挙げられる。ただし以下は、経済学者としての私がGATT体制の本来の在り方と中国の現状とを照らし合わせて、原理的に非整合的であると感じる点を挙げたもので、大まかな問題領域の選択的指摘という性格のものである（それぞれの問題点の周到な検討は、現状の正確な把握とGattologyの法律的観点に基づいてなされるべきである）。

①貿易業務の許可制 経済改革以前の中国では対外貿易を行いうるものは政府機関である十数個の分野別「進出入公司」のみであったのが、現在ではかなり多様な「企業」に対外貿易権が認められるようになった。しかし中央または地方の政府から許可を得た企業のみが貿易業務を行うことができ、その数・範囲は厳しく限定されており、かつある時期までは国有企業に限られていたようである。GATT体制はいずれの私人・企業も内外を問わず自由にどのような相手方とも取引しうることを基本としている。それが自由貿易ということである。もちろん既加盟国の中にもある種の貿易業務を許可制にしたり、一次産品について独占的な marketing board を設けたりしている例があるが、それらは例外である。中国側は対外貿易業務に習熟していないものが貿易を行うと相手方に迷惑を及ぼすので制限している、と説明しているようだが、取引の相手方として適当かどうかは当事者が判断すればよいことであり、政府介入の必要があるとは思われない。

②輸出許可証制度 一部の輸出品目については中央または地方の政府の発行する「輸出許

可証」が必要であり、そのような品目は1991年末で 234品目に達しているとのことである。輸出許可証による管理の対象になるのは、①相手国で輸入割当が行われている品目、②対外経済貿易部が各部門の計画輸出数量を定めた品目、③低価格輸出防止のため最低価格を定めた品目、④国務院の主管部門が輸出統制あるいは輸出禁止を定めた品目、⑤国際市場の変化あるいは国別の政策から対外経済貿易部が一定期間輸出統制の必要を認めた品目、とのことである。輸出許可証による管理の対象となっている品目のリストを見ると、対象品目は多岐にわたり、なぜそれらの品目の輸出が許可制になっているのか理解することが難しい。しかも輸出許可証の発行にはコネやリベートが伴い、発行された許可証が高値で売買されているケースもあるという。この「輸出許可証」の制度は1980年に導入されたとのことであるが、広範な輸出品目について輸出許可制をとることは、自由貿易を基本とするGATTの原則に合致しない。(注16)

③二重価格制 現在中国の国内では、計画価格、自由価格、浮動価格、協議価格(議価)等々さまざまな価格があり(これらのうちいくつかは同じものか?)、一つの財について二重(さらに三重、四重?)価格制がとられているようである。GATTが想定している正常な市場機構では「一物一価」が成立するはずであるが、中国の現状はそのような状態には程遠いようである。二重価格制の下で低い計画価格で資材等の割当(分配)を受けた企業は、政府から補助金を与えられたのと同じであるから、GATT(および補助金・相殺措置協定)の補助金規定に抵触する可能性がある。最近、中国の関係者は、計画価格の適用品目数が減り、かつ一つの品目についても計画価格による配分の比重が下がっていると強調するが、問題は品目数・比重ではなく、「計画価格による計画的配分」が例外的なものを除いて廃止され、価格は市場における需給関係に委ねるという原則によって置き換えられるか否かにある。

④計画輸出 中国では一定額の外貨を獲得するために各種の品目の輸出数量・金額を中央政府が決めてこれを各地方・各企業に割当て、決められた(市場価格よりも低い)価格で国家の貿易機関が買上げて輸出する、という「計画輸出」が、依然としてかなりの品目について行われているようである。このような、内需よりも輸出を優先する一種の「飢餓輸出」は、輸入国側から見れば一種のダンピングであり、GATT参加後は全廃されるべきであろう。

**⑤複数為替レート** 現在の中国では (1) 公定レートと、(2) 1985年以降主要都市に逐次開設された外貨調節センターでの変動レート、の二つの為替レートが存在する。(注17) また1981年から1985年までは、公式レートとは異なる「内部決済レート」が使われていた。これらの複数為替レート制度は、GATT以前に中国がすでに加盟国となっているIMF (国際通貨基金) 協定の基本的な考え方と相容れないものである。中国はIMF 8条国ではないので、「中国の複数為替レート制度はIMF協定上違法なものである」とは必ずしもいえないらしい。しかし外貨準備が著しく不足する状態ではなくなれば、複数為替レート制度は廃止すべきものである。GATTの側から見れば、複数為替レート制は輸出入に対する事実上の補助金として使われ、また品目別・国別の差別に使われる可能性があるという問題がある。また中国に進出した外国系企業の間には、原材料・部品等の輸入の際に、中国の企業は公式レートで輸入しうることに対して、外国系企業は不利な外貨調節センター・レートを使わなければならないという「差別」に対して大きな不満がある。

**⑥外貨留保制度** 中国では1980年以来、きわめて複雑な外貨留保制度が行われ、かつその制度が頻繁に変更されているようである。これは実質的効果において一種の複数為替レート制度であり、また輸出 (あるいは特定品目の輸出) に対する一種の補助金に等しい。このような制度には何らの経済的合理性もなく、GATT規定に抵触する要素を多分に含んでいる。中国がGATT参加を望むのであれば速やかに全廃すべきものである。

**⑦人民幣と外匯兌換券** 中国を旅行した外国人であれば誰でも中国において人民幣と外匯兌換券 (外貨兌換券、外匯券) の二種類の通貨が使用されていることを知っている。これも輸入数量制限や各種の「差別」に使われるという効果を内包するものであり、GATT・IMF体制の理念と相容れない。(注18)

**⑧外国系企業に対する輸出義務** 中国に直接投資の形で進出した外国系企業に対して、中国政府は暫く前まで輸入等に使用する外貨の額以上の額の外貨を輸出により獲得するように要求してきた (例外もあったらしいが)。その後この制限は外国企業が不足外貨を外貨調節センターで購入することができるように改められたようである。この種の制限はウルグワイ・ラウンドのTRIM (trade related investment measures) 交渉の結果、規制

されることになった。

なお以上のほか、政府による国有企業の赤字補填、中央政府と地方政府の関係については、すでに述べたのでここでは省略する。

以上で取上げた諸制度・措置の多くは、外貨が「不足」するので外貨獲得を促進し、外貨に対する需要を抑制するために行われていると解されるが、GATT・IMF体制の考え方では、それらは有害無益なものである。この点については第6節で述べる。

## 5. 輸入圧力のマクロ的調節

輸入圧力に関する二つの問題 本（1993）年9月下旬に北京で開かれた大きな国際会議で、江澤民国家主席は参加した外国人経済学者に五つの質問を提出したが、その二番目は「ガット加盟による輸入圧力をどうして防いだらよいか」というものであったと伝えられる。（注19） 以下ではこの問いに答えたい。

「輸入圧力」の問題は二つに分けて考えなければならない。第一は、「マクロ的な輸入が過大になりはしないか」というマクロ経済的（macroeconomic）な問題であり、第二は、「ある特定の財貨の輸入が過大になり、それと競合する財貨を生産している国内産業を圧迫することになりはしないか」という問題である。後者の問題はしばしば「ミクロ的」と呼ばれるが、それは間違った呼び方であり、「部門別」（sectoral）というべきである。

マクロ的な輸入の調節の問題 第一の「マクロ的な輸入が過大になりはしないか」という問題は、要するに「国際収支あるいは経常収支をどう調節するか」という国際収支政策の問題である。この問題に対する私の答えは、日本のような先進国と中国のような発展途上国の場合とでは若干異なるが、その基本は同じである。いずれの場合も、何よりもまず①国内の総需要あるいは「内需総支出」（国内の消費・投資・政府支出の合計）を「国民総生産」（GNP）に見合った適度な水準にコントロール（維持ないし抑制）することが大切である。またもう一つには、②適切な為替レート政策により外貨の需給を調節すること



である。②については次節で述べる。

中国では1984年以降度々物価上昇率が二桁台、ときには30～40%にも達する激しいインフレが起こり、ごく最近もまたインフレ再燃が報道されているが、私には何故中国の財政金融当局が総需要を適度にコントロールしてインフレを抑制できないのか、理解できない。中国における激しいインフレと経常収支赤字は同じ原因、すなわち国内の総需要が総供給を上回るという“ディマンド・プル”から生じている。(注20) したがってマクロ的な輸入圧力のコントロールの第一着手は、総需要をコントロールすることである。

インフレなき成長の可能性 現在の中国は、1950年代、60年代の日本・西ドイツ、1960年代後半以降の韓国・シンガポール・台湾・香港、最近のタイ・マレーシア等と同様に、よほどの失政がないかぎり、実質経済成長率が高くなる諸条件が揃っている、と考えられる。それは次のような諸条件である。

- ①それまでそれらの国の経済が世界経済の他の部分から隔離された状態にあり、基礎的な条件の類似した他国に比べて所得水準・工業技術の水準が著しく低かった。
- ②社会・経済体制の改革が行われた。
- ③それまで低調であった国際交流が盛んになり、財貨・サービス・資本・技術の流れ、人的交流・知識の流れが活発化した。
- ④国内に未利用の「資源」ことに遊休している労働、あるいは生産性の著しく低い(しかし一定水準の教育を受けた)労働が豊富に存在していた。
- ⑤高度成長の開始とともに経済全体としての貯蓄率が高くなった(これは前提条件であるだけでなく経済成長の結果でもある)。

等である。

それらの例のうち、高い成長率と高いインフレ率が併存したものもあるが、西ドイツ・シンガポール・台湾・香港、1960年代の日本、最近の韓国・タイ・マレーシアは、高いインフレ率を伴うことなしに高い経済成長率を実現した。激しいインフレは合理的な経済計算を困難にし、経済的非効率を招くばかりでなく、さまざまな社会的不公正の温床となり、政府に対する不信と社会不安・混乱を醸成する。年率3～5%を超えるようなインフレは有害無益(あるいはせいぜい微益)である。

上記いくつかの例と同じような「インフレなき高成長」は実現することが、中国にとっては不可能である、という何らかの理由があるとは思われない。言い換えれば中国における1984年以来何度かの激しいインフレは、中国政府のマクロ経済管理の失敗の結果であって、高い成長率の必然的な随伴物であるとは思われないのである。

インフレ抑制の方法 現在の中国のような状況で「何故インフレが起こるか」という問いの答えは、私にはきわめて簡単なことのように思われる。それは中央銀行（中国人民銀行）の政府・各種銀行に対する信用（資金）供与が過大であり、許容限度額以上に貨幣を供給するからである。つまり中国人民銀行がインフレなき成長に必要な額以上に紙幣（人民幣）を印刷して発行するからである。中国では総需要が総供給を超過して「経済過熱」状況に陥りがちであり、繰返し激しいインフレと経常収支赤字が生じてきたが、経済過熱、インフレ、経常収支赤字の繰返しを止めるのに必要なことは、中央銀行が実質経済成長に見合った合理的なマネー・サプライ（貨幣供給）の目標値を決め、それを断固として守ることである。

中国のような環境において、中央銀行がマネー・サプライをコントロールすることは容易である、と私は考える。すなわち中央銀行が各種の商業銀行・専門銀行に貸出す資金について、金利を十分に高くして中央銀行貸出しを許容限度以内に止めればよいのである。これには資金不足の時期に中央銀行の貸出金利を一律に高くする方式と、各種の商業銀行・専門銀行毎に中央銀行貸出（資金割当て）枠を定めて、その枠を超える各銀行への貸出しについて懲罰的な高金利を適用する「高率適用（貸出枠超過分に対する）」方式の二通りが考えられる。中央銀行の貸出枠はたとえば三ヵ月前、あるいは一年前の実績でもよい。

いずれにしても①各種銀行への中央銀行の貸出しが、国民経済の観点から見て過大にならないように、貸出しに対して十分高い金利を適用すること、そのようにして②個々の銀行が中央銀行から、また個々の非銀行企業が銀行から、高い金利で過度に資金を借入れたときには、いずれもその経営状態が悪くなるようにすること、③また国内のマクロ的な状況からかけ離れた過大な輸入を行った企業は、輸入品が売れなくて過大な在庫を抱え、あるいは過大な投資により過剰設備を抱えて経営困難に陥るようにすること、が大切である。

そうして④経営状態が悪化した銀行・企業では、国有企業でも私企業でも、経営者・幹部が不利益を被り、さらに悪化が著しくなれば、企業が破産するという、「企業の自己責任」体制を確立することが大切である。このようにすれば、各企業が過大な資金を借入れて過度の投資や輸入を行ったりすることも、各銀行が非銀行企業（および地方政府・政府機関等）に対して過大な貸出をすることもなくなり、経済全体としての総需要は適度の水準に止まるであろう。そうして「輸入圧力」も適度な水準にコントロールされるであろう。

現在の中国のようにつねに需要圧力が強い経済では、このような方法で金融節度を守り、「インフレなき成長」を実現することは容易であると考えるが、如何であろうか。これまでの中国においてなぜこのような金融節度が守られなかったのだろうか。明快な説明を聞きたいものである。

## 6. 外国為替政策

輸入抑制のもう一つ的手段：為替レートの調整 もしかりに現在の中国においてインフレの抑制が難しく、経済成長に伴ってある程度のインフレが避けられないとしても、GATT参加の結果中国が強い「輸入圧力」の暴威に晒されることは不可避である、ということにはならない。マクロ的な「輸入圧力」を適度にコントロールするためのもう一つの一般的手段は、外国為替政策である。輸入が輸出（プラス資本輸入）とバランスのとれた水準に止まるか否かは、為替レートがどのような水準に維持されるかに依存する。

為替レート制度については、一般に、ある程度以上の規模の先進国ではフロート制を採用することが賢明であるが、中国のような発展途上国では国際資本移動を自由化するわけにはゆかないから、フロート制（変動為替レート制度）の採用は無理である。中国のような国では、通貨当局が為替レートを外国為替の需給状況に合わせて頻繁に（毎日、毎週、毎月、あるいは二、三か月毎に）調整(adjust)する「管理フロート」制 (managed float) ないし「クローリング・ペッグ」制 (crawling peg) を採用することが賢明であろう。そのようにして為替レートを随時調整し、ある期間（一年、ないし二、三年）外貨に対する需要と供給とが適度に均衡する水準に為替レートを保てば、国際収支の不均衡に悩まされ

ることではない。

**資本輸入の政策** 「国際収支の均衡とは経常収支の均衡である」と考える必要はなく、経常収支のある程度の赤字を直接投資・借款・外債発行等の資本収支の黒字（資本輸入）で埋め合わせることは決して不健全ではない。かつての中国（および他の社会主義諸国）のように外国からの借入れには一切依存しないという方針をとることは賢明ではない。したがって資本輸入を適切にコントロールすることも外国為替政策の一部である。しかし過大な累積債務に伴う困難な状況は一旦それに落ち込むとそこから抜け出すことは容易ではない。中国のような発展途上国の場合、政府は対外債務残高（総額・純額・構成）および年々の“debt service”（元本返済プラス利子支払い）が適度な範囲を越えないよう十分慎重な（prudent）政策をとるべきである。

**外貨「不足」の原因** 中国はじめ多くの発展途上国では外貨が「不足」し、そのため外貨の獲得を促進し、また外貨に対する需要を抑制するさまざまな措置が行われている。1980年頃以降中国で行われてきた輸入数量制限・指令性輸出計画・輸出補助金・輸入調節税・複数为替レート制度・外貨留保制・外国系企業に対する輸出義務等々の複雑な差別的措置は、すべて外貨獲得促進と外貨需要抑制のために行われてきたと解される。

しかし外貨でもその他の財でも、常時供給され需要されるものが「不足」するのは、その価格が適正ではないからである。当局が外貨は貴重であり、外貨が乏しいと言いながら、その価格（為替レート）を非現実的な低い水準にしておくから外貨の「不足」が生じるのである。市場為替レートが、ある期間（一年ないし二、三年）にわたって外国為替に対する需要と供給を均衡させる均衡レートから乖離しているから、外貨が「不足」するのである。外貨の本来の価値が正確に為替レートに反映されていれば、複雑な差別的諸措置なしに、外貨の需給が均衡するはずである。

**有害無益な差別的措置** GATT・IMF体制の「理念」によれば、国際貿易に大きな影響を及ぼす市場（単一の）為替レートは、当該国の外貨の需給を適度に均衡させる「均衡為替レート」にほぼ等しくなくてはならない。そのことが国際収支管理上最も大切なことであり、外貨に対する需要を差別的に抑制し、同じく供給を差別的に促進しようとして、

いま挙げたような複雑かつ多岐にわたる諸制度・仕組みを設けることは、有害無益であると考えられる。

外貨獲得促進と外貨需要抑制のための複雑な諸措置は、本来的に差別的であり、概して不透明であり、幹部の不正・コネ・リベート・闇取引の温床になりやすい。それらを別としても差別的な輸出促進・輸入抑制措置の「行政的成本」(administrative cost, それらを実施するのに何人の行政担当者のどれだけの時間がかかり、また民間の側でも許認可・届出・規則遵守にどれだけの人手と時間がかかるかということ)は莫大である。現在の中国にとって行政のための資源(人材、人手)は貴重であり、できるだけ節約しなければならない。そういう観点からも、差別的な輸出促進・輸入抑制措置は一切廃止し、その代わりに為替レートを外貨の需給を均衡させる水準に維持するように随時調整することが望ましい。(注21)

## 7. 部門別の輸入圧力と産業保護

比較優位の原理 次に、中国のGATT参加にともない、ある特定の財貨の輸入が急増し、それと競合する国内産業を圧迫することになりはしないかという、「部門別」の「輸入圧力」の問題に移る。この点について魏海波氏は、中国の「ガット加盟により、……国内産業が厳しい国際競争にさらされ……自動車、機械、家電、軽工業の一部の企業は……苦境に陥ることは間違いない」としている。(注22) これがおそらく最近の中国の産業界での一般的な観念なのであろう。

このような考えに対して、私は三つのことを述べておきたい。第一に、このように考える人々は、「国際貿易は、本来、各国産業の『比較優位』(『絶対的優位』ではなく)に基づいて行われる」という「比較優位の理論」(theory of comparative advantage)を理解していないように思われる。中国のGATT参加にともなって次第に貿易が自由化されれば、中国の産業のうち比較優位をもつ産業の輸出と生産は増大し、比較劣位の産業では輸入が増え生産が減少し、その両面が程々にバランスして、新しい均衡状態では輸出と輸入は適度に均衡し、国内雇用も貿易自由化以前と同じ水準以上に保たれるはずである。

なお一国の比較優位、比較劣位は技術水準の向上や資本蓄積とともに変化して行くものであり、固定的なものと考えべきではない。そのような新しい均衡状態に至る過程は後述のように波瀾万丈の過程であり、かなりの年数がかかるだろう。

「比較優位」「比較劣位」の「比較」とは、自国と外国の比較とともに自国の国内での産業間の比較を含むものである。中国の現存する産業の多くが「比較劣位産業」であり、貿易自由化によって苦境に陥る、というようなことはありえない。一国にとって一方に「比較劣位産業」があれば、他方には必ず「比較優位産業」があるはずである。これが国際貿易に関する「比較優位の理論」の教えるところである。しかし私の経験では、経済学を学んだことのない経済政策の担当者・実務家・マスコミ関係者にとっては、「比較優位」の概念は、はなはだ理解の難しいものであるらしい。

かつての日本における「貿易自由化」の際にも、貿易が自由化されれば（当時「貿易自由化」とは輸入数量制限の撤廃を意味していた）、大量の輸入品が日本の国内市場に殺到し、日本の多くの産業が壊滅的打撃を受ける、と少なからぬ人々が考えたのであった。しかしもしそうだったとすれば、それは当時の為替レートの水準が適当ではなく、貿易自由化の進行にともなって為替平価（当時の日本は旧IMF協定の為替平価制度下にあった）を切下げてゆく必要があった、ということの意味するにすぎない。

今日の中国は旧IMF制度のような固定為替レート制度（ただし調整可能な釘付け制度、“adjustable peg”）を採用しておらず、為替レートは随時変更しうるので、輸入数量制限の撤廃後の輸出入の均衡維持と国内産業の調整の問題は日本の貿易自由化のときよりも容易である。すなわち中国の多くの産業が苦境に陥らないように、為替レートを随時調整して人民元の価値を十分低く、外貨の価値を十分高く保ち、輸出入を適度に均衡させればよいのである。（注23）

**幼稚産業保護の問題** 第二は、中国において将来有望と考えられるいわゆる「幼稚産業」（infant industry）を発展させるための保護政策の問題である。GATTは、一般に関税によって国内産業を保護することを認めているが、特に発展途上国に対しては特定の産業を確立するために政府が援助することを認め、18条にそのための規定を設け、発展途上

国の政府がG A T Tの他の規定から逸脱して輸入数量制限・関税率引上げ等を実施することを一定の条件の下で認めている。G A T T参加後中国は、そのような保護政策をG A T T規定に合致する形で実施しなければならないことになる。

**貿易自由化の過程** 第三に、中国がG A T Tへの参加を望んでいるということは、中国が広範な輸入数量制限が実施されかつ多数の品目に高関税率が設定されている状態から、逐次貿易自由化を行い、輸入数量制限を原則的にはすべて撤廃し、関税率も大幅に引下げた状態に到達することを望んでいることを意味する。もしそうでなければ、中国のG A T T参加は基本的な矛盾を含んでいる。その貿易自由化の過程は、日本の経験に照らしても十年、二十年を要する長い過程であり、とくに最初の十年は、やや大袈裟に言えば、“Sturm und Drang”（嵐と大波、波瀾万丈）の過程であろう。

その過程で、これまで中国以外の世界と隔絶されていた（いや、中国国内でも他の企業との競争から隔絶されていた）中国の多くの企業・産業にとって、さまざまな興隆と衰亡の歴史が展開し、多くの産業・企業が栄え、新しい企業が発展し、他の多くの産業・企業は没落するであろう。中国の各産業の生産技術・生産設備・製品のデザイン・販売方法、さらには企業・産業の組織は急速に変化せざるをえないであろう。中国の産業政策・貿易政策当局は、今後この過程が順調に進むように、しかしあまりに急速に進んで中国の産業が混乱しないように、貿易自由化のスケジュールについて計画を作成する必要がある。この点に関して、G A T T加入後貿易自由化の政策を進めてきた日本や韓国の経験は、中国にとって参考になるだろう。

第二次世界大戦後の日本が国際経済社会へ復帰していった過程では、1952年にIMFに、1955年にG A T Tに、それぞれ加入を認められ、その後G A T T11条国、IMF 8条国への昇格を目指して、1960年に「貿易・為替自由化計画大綱」を決定した。そして1963年にはG A T T11条国に、1964年にはIMF 8条国に、それぞれ昇格を果たした。しかし貿易自由化がほぼ完成したのは1975年頃であり、その間約15年の年月がかかったと言えるだろう。（注24） 中国にとっても貿易自由化は今後の長い道程であろう。現在の中国にとって、G A T T参加とその後の貿易自由化を目指して、「貿易・為替自由化計画」を作成することが賢明であると思われる。

## 8. 社会主義とGATTとは両立するか？

現在の中国は「社会主義市場経済」である、あるいはその建設過程にある、とされる。しかし「社会主義市場経済」とは一体どのような経済なのだろうか。中国共産党の決定や指導者の演説等を読んで見ても、「社会主義市場経済」が従来言われてきた「社会主義経済」とどう違うのか、普通の「市場経済」とどこが違うのか、「社会主義市場経済」における「計画」とはどのようなものか、「社会主義市場経済」において価格とか個々の企業とかがどのような役割を演じるのか、サッパリ分からない。他方、中国では、永年、「社会主義」の経済制度とは、①基本的な生産手段の公有、②計画経済、③労働（貢献）に応じた分配、の三つの原則によって特徴付けられると説明されてきた。一体、中国が「社会主義市場経済」あるいは「社会主義」の体制をとるとということと、GATTに参加することとは、両立するのであろうか。

公有企業と競争的市場機構 上記①の「基本的な生産手段の公有」に関連して、ここで二、三のことを述べておきたい。

第一に、いわゆる西側諸国にもさまざまな国有・公有の企業があり、市場機構の中で他の国有・公有の企業、私企業、外国の企業と競争してきた。中国では、集団（集体）所有も「公有」の中に含めるとされているが、そのように定義すれば、日本でも中央政府・地方公共団体の所有する企業以外にも農協・漁協・生協（消費協同組合）・信用金庫・信用組合、日本のビッグ・ビジネスの所有構造の頂点を形成する十数社の巨大な生命保険会社等、膨大な数の「公有」企業が、競争的市場機構の中で活躍している。

私はそれらの企業の観察に基づいて、集団所有の企業はもとより、国有あるいは地方政府（自治体）等の公的組織の所有する企業も、一定の諸条件が満たされれば、競争的な市場機構の担い手として十分効率的に経営されるものと考えてきた。（注25） それらの条件とは、

- ①各企業およびその経営陣（the management）が経営上の十分な自主性（autonomy）を有し、所有者である公的機関の関係者（政治家・高級官僚）が企業経営以外の観点か



らの企業に対する「政治的」介入を禁欲的に差し控えること。

②各企業の経営者が政治的ないしその他の考慮によってではなく市場経済国のビッグ・ビジネスの場合と同様にもっぱら経営手腕によって任命されること。

③経営者・幹部の（さらには日本で見られるように一般の従業員の）報酬その他の処遇が株式会社の場合と同じように企業利潤に連動すること。

④国家等の所有者が企業の経営上の損失（赤字）を補填することがなく、赤字が続けば経営者・幹部・従業員に不利益が及び、やがては経営規模の縮小、さらには整理・破産に至ること。

それと必ずしも必要条件とはいえないが、望ましい条件として、

⑤当該企業が独占ではなく他の企業と競争する状態におかれていること。（注26）

である。

これらの条件がほぼ満たされ、国有・公有企業が大体において効率的に経営されている例として、欧州内・大西洋・太平洋の国際航空において各国の国有の航空会社が互いに競争していることが挙げられよう。またイタリアの Monte dei Paschi di Siena銀行は、人口20万ほどの中世都市 Siena市 (comune) が 100%所有しているが、連結ベースではイタリア第二位（非連結では第四位）の大銀行であり、世界各地に支店・子会社を擁して国際金融市場で活躍している。

いま挙げた二例は競争的市場に私有企業と国有・公有の企業とが並存する場合だが、主要企業のほとんどが国有であるときに市場機構が効率的に機能しうるか、という問いには、簡単にイエスとは答えられないだろう。また最近日本・英国等いくつかの西側諸国でそれまで国有だった企業の民営・民有化が進んだのは、国有企業では「親方日の丸」（鉄飯碗）に伴う非効率性や企業経営への政治的介入が避け難く、それらを避けるためには自然独占型の企業でも民営化した方が効率が改善されると考えられたからであろう。

しかし中国における当面の経済改革として、まずは国有工廠をいくつかまとめて再編成して独立の一企業とし、その株式を国家・地方政府・各種公的機関・他の公有企業が所有することとし（注27）、さしあたりは基本的に公有のまま同業種の他の企業と互いに活発に競争させるという方式は、十分考慮に値するであろう。

国有企業とGATT 第二に、GATT体制の前提としている市場経済の担い手は、必ずしも私企業でなくてもよく、現にGATT加盟諸国には多数の国有・公有の企業が存在している。自国の企業の多くが国有・公有であることは、GATT体制と両立しないものではないであろう。GATTは「国家企業」(a State enterprise)あるいは「国家貿易企業」(state trading enterprise)について規定を設け、それらが「商業的考慮」(commercial considerations)と「通常の商慣習」にしたがって貿易を行うことを求めている。その趣旨は私企業と同じように自らの利益(長期的な)を基準にして行動せよ、ということであろう。

ここでのGATT既加盟国側の関心事は、①中国政府が自らの国有企業(工場・公司等)と外国企業とに貿易上ほぼ同等の(無差別な)待遇を与えること、②中国政府が国有企業に節度なく補助金を与えないこと、③国有企業が財貨サービスの購入・販売に当たって外国企業に対して中国の企業と同じような(無差別な)取引の機会を与え、国籍による差別をしないこと、④国有企業が政府の事実上の輸出入制限の代理機関とならないこと、等であろう。

株式会社の私有は社会主義に矛盾しないか? 第三に、これはGATTとの関係での関心ではないが、一研究者としての率直な疑問は、中国の国有企業の株式会社化とその株式の私有化や外国系私企業の中国内での事業活動が、「社会主義」の原則に矛盾しないのか、ということである。株式に対しては当然配当金が支払われるであろうが、配当金を私人(個人)や外国の私企業に支払うことは、「各人が能力に応じて働き労働に応じて分配する」という社会主義の原則に矛盾するように思われる。中国はいずれはこの矛盾の解決に直面せざるをえないだろう。

経済計画とGATT 経済計画の中にも、GATTと矛盾するものと然らざるものがある。中国の指導者は「資本主義にも計画はある」と言ったと伝えられているが、問題はどのような計画があるかである。戦後の日本の「国民所得倍増計画」等の中期国民経済計画や、フランスの同様な累次の五ヵ年計画は、基本的に、計画作成者の「若干の希望的観測によって味付けされ」た「予測あるいは長期予報」という性格のものであった。(注28)

また先の「貿易・為替自由化計画」をはじめ日本の各種の計画・政策は、民間企業に関

するかぎりもっぱら税制・政府金融機関による低利融資・補助金等の価格インセンティブを通じて働きかけるものであり、企業の経済活動に「指令的」に介入するものではなかったから、大筋において競争的市場機構と両立するものであった。

これに対して中国における伝統的な経済計画は、最近その対象の品目数が少なくなったと伝えられてはいるが、品目別の「指令的」需給計画を含み、計画価格を定め、対象となる財を生産している企業に対しその財の一定量の「供出」（自由価格よりも低い計画価格での売り渡し）を義務付け、また優遇を受ける特定の企業に対して対象の財を低価格で「配分」（配給）することを含んでいる。

このような品目別の指令性需給計画は、当然輸出入の対象となる財貨を含み、企業別の輸出量の割当てによる「計画輸出」や「輸出許可証制」、輸入割当制が行われてきた。その実態は直接の関係者以外にはほとんど分かっておらず、その恣意性と不透明性は中国との仕事に従事する外国のビジネスマンの悩みの種になってきた。この種の指令性計画や価格の直接的規制はG A T Tと整合的でない。

もっとも、中国はG A T Tに参加しても当面はG A T T18条Bまたは12条に基づいてある程度は輸入数量制限を続けることになろう。また先進諸国の中にも、少数の品目についてG A T T規定と整合的ではない「残存輸入制限」を実施し、ある種の品目について価格支持制や価格安定帯制を実施しているものもある。また貿易相手国の要請により輸出自主規制や輸出最低価格制といった「灰色措置」もこれまではしばしば行われてきた。しかしそれらは原則に対する例外であり、またその種のG A T Tと非整合的な措置はしばしば二国間、多国間の紛争の種になってきた。

ここでの問題は原則の問題であり、中国の指導部が、品目別の指令的需給計画・計画価格の制度を維持することが中国経済の運営上必要である、あるいは望ましいことである、と考えるか否かである。もしその答えがイエスであるならば、それは基本的にG A T T体制と相容れない。その場合、中国のG A T T参加には無理が伴い、参加承認に至るまでの障害が大きく、また参加を認められたとしてもその後他国との貿易紛争が多発するだろう。他方、もし答えがノーであるならば、中国にとって指令的需給計画・計画価格・計画

輸出・品目別の輸出入制限等は、すべて廃止することとし、数年にわたる「貿易（プラス経済）自由化計画」を立ててそれらの計画・制限を段階的に廃止してゆくべきであろう。

「法治」と秘密主義の克服 GATT体制は「国際的な法的制度」（an international legal system）であるとともに、加盟各国の国際貿易に関連する法的制度が十分整備され、法令・行政上の決定・私法上の判決が広く公表されるという「透明性」を必要としている。そうでないと外国の企業は安んじて貿易活動ができないし、また「外国の製品に対する内国民待遇」ということが死文化してしまうからである。ところが一国の「国際貿易に関連する法的制度」とは、その国の経済関連のほとんどすべての制度ということに等しい。たとえば日米経済摩擦に関連して日米構造協議や日米包括協議において米国側から日本における非関税貿易障壁として取上げられた項目は、日本国内の広汎な制度に及んでいる。第2節で述べたように、「貿易自由化」は必然的により一般的な「経済自由化」に及ばざるをえないのである。

GATTは国際貿易に関するルールであるから、本来、各加盟国がどのような政治体制をとるかについては何ら介入するものではなく、実際、既加盟国の中にはさまざまな政治体制の国がある。しかし自由・無差別・多角的という国際貿易の基本原則およびそのための法的制度と本来的に相容れない要素を含む国内の政治制度は、GATT加盟と両立させることが難しい。中国の現状においてさしあたりGATT参加との両立困難性の要素を含むのではないと思われるのは、①「党治」主義と、②秘密主義、あるいは党による情報流通の厳重な制限の二つである。

中国では歴史的に徳の高い帝王の「人治」を至上とする思想が根強く、「法治」の伝統が微弱である。それが現在では「中国共産党の決定、あるいは党の指導者の決定がすべてに優越する」という「党治」によって置き替えられているかのように見える。（注29）  
いわゆる「四つの基本原則」の一つである「中国共産党の指導」が正確にどのような内容のことを意味するのか、私は知らないが、中国政治の専門家の毛里和子氏によれば、今日でも「党の指導性は、少なくとも国家の法ではきわめて漠然としている」とのことである。（注30）もし1982年の憲法の前文にも謳われている「中国共産党の指導」が、党中央の決定あるいは党の指導者の見解（「講話」等）が法律の規定に優先するというのであれば、

そのような政治制度は法治主義のG A T T体制と両立させることが難しい。

G A T T体制は、「法治主義」と「透明性」を要求している。さらに、もっと一般的に、当局による情報流通の厳重な制限は、G A T Tが前提条件として想定している競争的市場機構の効率的な運営と両立しない。中国がG A T T体制に本格的に参加するためには、中国国内の諸制度が法令によって明確にされ、朝令暮改ではなくかなりの期間にわたって安定し、また司法制度が確立される必要がある。そして法令・規則・各種の統計等は、一部の関係者だけに知らされるのではなく、関心のある自国人・外国人が普く、「無差別に」知り得るようにする必要がある。すなわち中国が法治主義を徹底し、諸制度の透明性を高め、従来の秘密主義を克服して各種の情報を公開することが必要である。中国の貿易交渉担当者は、G A T T参加の交渉が始まってからこれらの要求・要望を、既加盟国側から繰り返し聞かされてきたことと思われる。

## 9. G A T T参加に伴う利益と不利益

**輸出面の利益** 中国のG A T T参加が実現すれば、それは中国にとって外交上の政治的威信 (prestige) という面での利点を別にしても、大きな経済的利益をもたらすであろう。中国の輸出面では、中国の参加に際して米国が中国に対してG A T T35条を適用したり、E Cが厳しい選択的セーフガード条項を要求したりする可能性は無視できないが、それでも大多数の加盟国が大多数の品目について中国に最恵国待遇を与え、さらには発展途上国一般特惠を与えることの効果は大きいであろう。中国はG A T T参加後は、先進諸国の保護貿易主義への対応をはじめ、さまざまな貿易政策上の問題について、多くの情報を入手し、他の加盟国と協力して対処し、状況に応じて紛争調停の仕組みを利用することも可能になる。(注31)

**輸入面の諸問題** 他方、輸入面では、関税・非関税障壁・輸入手続き等について中国はG A T Tの規律に服さなければならないようになる。そしてG A T T参加に伴う「貿易自由化」の過程は、既述のように必然的に「経済自由化」の過程である。それによって中国の経済社会の「法治化」、近(現)代化が促進されるであろう。中国の各企業・産業にとっ

てはその競争の場が国際市場につながることになるが、同時にこれまで国内の各種の「貿易」（流通）制限や政府（中央・地方の）補助金によって分断されていた国内市場が強力に統合（integrate）されるだろう。貿易自由化に伴って、マクロ的な「輸入圧力」の問題や、中国にとって将来有望と思われる産業をどのようにして育成するかという問題が生じるが、それらが解決の困難な問題とは思われない（第7節）。

貿易自由化に伴う変革は試煉の過程 貿易自由化・経済自由化により、国内・国際の競争が盛んになり、優勝劣敗を通じて企業の淘汰が行われ、中国の産業全体が再編成されるだろう。その結果中国の経済成長は加速され、産業の生産性は高まり、賃金も大幅に上昇するであろう。貿易自由化による経済成長の加速の過程は波瀾万丈の変革の過程であり、一方では興隆し繁栄する企業・産業・地域があるとともに、他方では企業の倒産、伝統的な産業の衰退、労働者の解雇、失業、一部の地域経済の停滞等も避けられない。

これらのことはGATT参加あるいは貿易自由化のコスト、それに伴う不利益と受けとられがちだが、そのような受取り方は正しくない。個人でも、個々の企業でも、一つの国民経済でも、ある水準（所得、利潤、教育、各種の能力、等々の）からより高い水準に向上するためには、何らかの変革の過程を経てゆかなければならない。貿易自由化に伴う国内経済の再編成は、国民経済がより高い水準に到達するための試煉の過程であり、永久に失われてしまうコストという性格のものではない。

メキシコが1986年にGATTに加入し、1993年にはNAFTA（北米自由貿易地域）に参加した動機の一つは、過去の閉鎖主義的、介入主義的な貿易政策・経済政策と訣別し、自由主義的な貿易政策・経済政策を進めるにあたって、カルロス・サリナス大統領がこの経済政策の大転換が不退転（irreversible）のものであることを内外に闡明することになったといわれる。中国の場合でも、GATTへの参加が実現した暁には、それは中国の経済体制改革と近代化の政策が不退転のものであることを、内外に一層明確に示すことになり、その意義は大きいであろう。

中国のGATT参加は、既加盟国ことに中国との貿易関係の密接な諸国にとって、利益をもたらす面と不利益をもたらす面とがあるが、全体としては利益が大きいであろう。近

年中国の国際貿易は高い成長率で発展しており、その傾向は今後も続くものと思われる。そのような中国がGATT体制に組込まれ、中国との貿易が国際的なルールにしたがってより安定的に行われるようになり、それが一層の発展を遂げてゆくことは、貿易の拡大を望む既加盟国にとって大きな利益である。ただ西欧諸国・東南アジア諸国等の一部の国（の一部の産業）は、自国内において、また自国の伝統的な市場において、中国の「低賃金」産業との競争にさらされることに不安を感じており、ことに西欧では「黄禍」(yellow peril) 論的な警戒心が強いようである。

## 10. おわりに

何故私が中国のGATT参加を望ましいことと考えるかといえば、理論と思想の面からのGATT体制の理解もさることながら、何と云っても第二次世界大戦後今日までの実績に学んでいるのである。GATT・IMF（国際通貨基金）体制は世界経済を経済史上かつてない経済的繁栄に導き、この体制の下で大小さまざまな国々が活発な貿易を通じて飛躍的に発展してきた。GATTの当初（1947年）の加盟国は23ヵ国、IMFのそれは44ヵ国であったのが、現在の加盟国の数はGATTは110ヵ国IMFは178ヵ国にまで増加した。中国の指導者達が先進諸国やアジアNIES諸国等の経済的繁栄の現実を直視し、マルクス主義の反自由貿易イデオロギーを克服してGATT参加を決意するに至ったことは画期的なことであり、喜ばしいことである。

中国のGATT参加への道は決して平坦ではない。中国は巨大な「社会主義」国であり、GATT既加盟国にとって中国をGATT体制の中に呑み込むことは容易にはできない。中国経済の現状はGATTが前提としている市場経済とは程遠い。GATTがかつてユーゴスラビア・ポーランド・ルーマニア・ハンガリーの四つの「社会主義」国を呑み込んだようには、中国は簡単に呑み込めないのである。中国のGATT参加は中国にとってのみならず、GATTの既加盟国側にとっても大事件である。既加盟国は当然のことながら中国に対し参加の条件として多くのことを要求するであろう。

中国にとってGATT加盟諸国の要求（それを私は審らかに知らないが）は非常に厳

しいものに見えるだろうし、おそらく事実かなり厳しいものであろう。それは中国経済の現状がG A T Tの主要加盟国である先進諸国側から見たときに、G A T Tの前提とする市場経済の常識的な状態から大きくかけ離れていることによると考えられる。中国が既加盟国の要求の相当部分に応じてG A T T参加の承認を取付けることは容易ではないだろう。かなりの困難が予想されるのに中国が何故G A T T参加を望んだのか、不思議なくらいである。中国は既加盟国の要求・要望にどれくらい速やかに応えることができるだろうか。

一方において中国の党・政府の首脳部および国内多数派の伝統的な考え方と、他方において中国から見れば別世界に属するG A T Tの既加盟国・事務局の交渉関係者の間にあって、交渉の衝にあたる中国対外経済貿易部の人々の苦勞は、並大抵のものではないだろう。どこの国でも、いつの時代でも、貿易自由化の際には内外の意識のギャップが大きく、国内のさまざまなグループの利害が錯綜し、自由化に対する国内の抵抗が強いが、現在の中国の場合にはそれは特に大きく、交渉担当者の苦勞、悩みも非常に大きいものと思われる。

しかし中国のG A T T参加は、中国自身にとっても、日本を含む世界の他の国々にとっても、大きな利益をもたらす。今後中国がその経済諸制度の一層の市場経済化・自由化を進め、秘密主義を捨てて法治主義を定着させ、貿易政策・制度の透明性を高め、早い時期に中国のG A T T参加が実現されることを望んでやまない。

(1993年12月30日、攔筆)



## 〔追記〕

本文執筆後の1994年1月初めになって、中国のGATT参加に関連するとみられるいくつかの新しい展開があったので、それらについて以下に記しておく。

1. 新聞報道等によれば、1994年1月1日より外国為替制度が改正された。その主な点は次の通り。

①これまでの人民元公定為替レート（1米ドル＝5.8元）と外貨調節センターの変動為替レート（1993年末現在、1米ドル＝約8.7元）の二重為替レート制度が廃止され、単一の管理フロート制が採用されることとなった。1月1日発表の新レートは1米ドル＝8.6783元。なお遠からず全国的に統一されたインターバンクの為替市場が開設される模様。

②従来の外貨留保制度は廃止され、一種の「外貨集中制」が実施される。企業が入手した外貨はすべて銀行に売却しなければならない（しかし輸出企業は銀行に売渡した外貨の額の50%まで人民元を外貨に交換するという報道もある）。他方企業が經常取引のために必要とする外貨は必要書類を提出して銀行から購入することができる。国内の外貨決済・流通は禁止する。

③外匯兌換券の発行は停止し、すでに発行・流通しているものは逐次回収する。

④1993年末に広い範囲にわたって関税率が引下げられた。

なお今年1月から税制の大幅改正も実施されることになった。

2. 以上の外国為替制度の改革および関税率の引下げは、中国のGATT参加を視野に入れて実施されたものと受取られている。このような改革は前からしばしば予告されてきたが、これまでは先送りとなってきたもので、これが順調に軌道に乗れば画期的なことである。上記①～③により、本文で述べたGATTと非整合的な中国の従来の諸制度・措置がかなり改められたことになると思われる。

3. しかし他方では、1月1日の人民元為替レートの統一と同時に、外国人・外国企業向けの航空運賃や電気通信料金が大幅に値上げされ、「一物二価」がより著しくなった、とも伝えられている。外国人に対するこのような差別待遇は、日本人の場合、日中両国が相手国の「国民および会社に対して……投資に関連する事業活動に関して与える待遇は、当

該……国の国民および会社に対して与える待遇よりも不利な待遇であってはならない」と定めた日中投資奨励保護協定第3条の2に明かに違反すると思われるが、中国側ではどのように考えているのだろうか。

4. 新聞報道は、中国政府は1994年内にGATTに参加することに意欲を燃やしており、EUと米国が中国のGATT参加の条件として要求している特別（選択的）セーフガード条項を受入れる方針を固めたと伝えている。これはGATTのウルグワイ・ラウンド（UR）が1993年12月に妥結し、いまや遅くとも1995年7月、早ければ同年1月に発効することが予想されていることと関係があると見られる。中国にとってはUR発効以前にGATTに参加を認められ、世界貿易機構（WTO）の原加盟国となることが望ましいと考えられているのである。それは何故かという点、URの発効、WTOの成立以前に中国がGATTに参加できないとすると、何らかの特別の措置が取られない限り、中国のGATT参加はWTOへの新規加入として扱われることになるが、サービス面の取決めを含むWTOへの加入はGATT加入よりも一層難しいと考えられるからである。GATT加盟国の側でも、これまで膨大な人員・時間を費やしてきたURが終わったので、世界貿易の多角的交渉の場における重要議題（“agenda”）として、中国のGATT参加問題がクローズアップされてくる、という事情がある。

（1994年1月30日記）

## [注記]

\* 本稿は、1994年3月に北京市で開かれる日中経済学術交流会の第3回会議に提出するために書かれたもので、中国のGATT参加に関連する諸問題について著者の率直な個人的見解を述べたものである。本稿執筆にあたり日本政府部内の何人かの方々から多くの事柄についてご教示を受けたことを感謝するが、ここに書かれていることは著者の個人的見解であり、著者が所属する機関の見解ではない。中国経済研究の専門家ではなく、また中国語の文献を読みこなす能力がない私が中国経済について知り得ることは限られているので、本稿で述べたことの中に私の理解が足りない点や誤解している点も少なくないと思われる。諸氏ことにこの会議の中国側参加者の叱正に俟ちたい。なお本稿は未定稿であるから、無断の引用・複写をお断りする。

1) 前回の論文とは、小宮隆太郎「中国における1987-90年の政治経済的過程と体制改革の基本的課題」総合研究開発機構編『現代中国経済の課題と展望』筑摩書房、1993年、であり、それ以前の著作とは、小宮隆太郎『現代中国経済：日中の比較分析』東京大学出版会、1989年、に収められている諸論文である。

2) 日本語の「水と油」という言葉の意味は、日中(漢)辞典に出ているの「水火不相容」という訳とは少し語感が違う。「混ぜることができない」、「混ぜてもすぐにまた分離してしまう」という意味である。

3) 私の目に触れたものは次ぎの通りである。「米国から見た中国ガット加盟の見通し」『中国経済』(ジェットロ)1992年8月：相沢徹「中国のガット参加の今後の展望」『日中経協ジャーナル特報』(創刊準備1号)1993年5月：服部健治「ガット加盟は国際化の試金石」『週刊東洋経済』1993年6月4日号：馬成三「中国のガット復帰と貿易体制改革」『中国経済』(ジェットロ)1993年7月：浅川あや子「中国の『改革・開放』を促すガット加盟」同。

4) "Gattologist"と呼ばれる人は少ないが、私の知るかぎりでは、academiaでは、John H. Jackson(University of Michigan, 近著は、*The World Trading System*, The MIT Press, 1989), Robert E. Hudec (University of Minnesota), 松下満雄(東京大学)、実

務家の著者では津久井茂充（大蔵省、近著は 880頁を超える大部な『ガットの全貌：コメントール・ガット』日本関税協会、1993年）等が傑出した人々である。他に GATT の事務局や各国の経済外交担当者の中に多数の "Gattologist" がいる。

5) 小島末夫「開放体制と貿易制度の改革」、小島麗逸編著『中国の経済改革』勁草書房、1988年、第11章、第1～4節；片岡幸雄「中国対外貿易体制改革の方向」上・中・下、『広島大学・経済研究論集』（経済学・経営学編）、11巻 3,4号（1988年 9月、10月）、13巻 1号（1990年 3月）；同「中国の輸出体制改革は成功したか」『経済評論』1990年 7月号；上野秀夫「中国の貿易制度改革と外貨留保制」『商経学叢』（近畿大学）、38巻 2号（1991年12月）；同「中国の対外貿易体制と外貨調整システム」上・中・下、『国際金融』1992年、3月 1日号、3月15日号、4月15日号；金勇権「中国における貿易体制改革」『経営行動』7巻 3号（1992）；許少強「中国の国際収支管理」上・下、『世界経済評論』1992年12月号、93年 2月号、等。

6) ここで誤解を避けるために、若干の注釈を加えておくと、第一に、GATTの前提としている市場経済の担い手は、必ずしも「私」企業でなくてもよく、政府が設立した国家企業であってもよい。ただGATTはそれらが「商業的考慮」にしたがって行動することを求めている。この点については後述する。第二に、GATTの要求する「内国民待遇」は、基本的には相手国で生産された財貨（「産品」）に対するものであるが、これがウルグワイ・ラウンドに含まれている「サービス貿易協定」で財貨のみならずサービスに拡張され、それに伴って内国民待遇は相手国企業のサービス提供活動にも拡張された。第三に、GATT加盟国のGATT上のステータスには、11条国と12条・18条を適用する国の区別があり、またいくつかの条項に発展途上国を優遇する規定（発展途上国一般特惠関税の制度等）がある。さらに東京ラウンドおよびウルグワイ・ラウンドの各種の協定のそれぞれを受諾している国と然らざる国の区別もある。したがってGATTの加盟国であることに伴う権利と受け容れなければならない規律（discipline）は決して一律ではない。

7) GATTは中国以前にユーゴスラビア（1966）、ポーランド（1967）、ルーマニア（1971）、ハンガリー（1973）の四つの「社会主義」国（非市場経済国）の加入を認めたと、それらの事例は中国の「参加」にとっての先例と考えることはできないだろう。そ

の理由として、①中国以前にGATTに加盟した上記の「社会主義」（当時の）諸国に比べて、中国は経済の規模がはるかに大きく、その参加に伴う直接的インパクトと予想される将来の影響が大きいこと、②当時の冷戦状況下で、それらの先例の社会主義諸国のGATT加入を西側諸国は歓迎したこと、が挙げられよう。それでもそれらの社会主義諸国のGATT加入議定書には、いずれも差別的セーフガード条項が含まれていた。J. H. Jackson, *The World Trading System*, 前掲, ch. 13, 参照。

8) 「貿易自由化」という言葉には、①「GATT12条・18条に基づく輸入数量制限（輸入禁止措置を含む）や複数為替レート制と、12条・18条以外のGATT規定によって正当化されない輸入数量制限（残存輸入制限 [residual import restriction] と呼ばれる）等の撤廃」という狭い意味と、②より一般的な「輸入数量制限等の撤廃プラス関税率の引下げ」という広い意味とがある。日本が狭い意味の「貿易自由化」でさえ未だに完成するには至っていないことは、最近の米の輸入問題の決着からも分かるだろう。

9) 日本と中国は1972年に日中貿易協定を結び、相互に最恵国待遇を供与しあったが、当時の中国は「経済改革・対外開放」以前の状態であった。日中貿易協定の結果中国の企業は開放的な日本市場で自由に貿易活動ができるようになったのに対し、中国市場は日本企業に対して閉鎖的であったので、同協定は実質的には互恵的なものではなかった（今日でも依然として十分互恵的なものとはいえない）。しかし日本が中国に対してすでに貿易上の最恵国待遇を与えてしまったということの重みを、日本側は中国の参加交渉に際して十分考慮しなければならない。

10) ここで述べたことに対して、中国はGATT参加を求めているが、参加後も当分GATT12条あるいは18条Bに基づき輸入数量を実施する心算であり、輸入数量制限の撤廃という意味での貿易自由化の考えはない、と反論されるかもしれない。しかし加盟国は輸出入について割当制・許可制等による数量制限はしないというのがGATTの一般的な原則で、12条・18条Bに基づく数量制限は例外であり、それらの輸入数量制限は定期的レビューされ、状況に応じて撤廃が勧告される。最近ではかなりの数の発展途上国がそれらの輸入数量制限を撤廃しIMF8条国に昇格してきたことも留意されるべきである。

- 11) 魏海波「ガット加盟で国内産業に打撃」『エコノミスト』 1993年 6月26日号、pp. 136-37, 参照。
- 12) 市場経済の国の尺度によれば、「163社もの自動車工場」というのは用語矛盾である。工場であれば「社」ではなく「163工場」と数えるべきであるし、「何社」と数えるのであれば、「自動車工場」ではなく「自動車企業」「自動車メーカー」というべきである。ここに端なくも「工場はあるが企業は存在しない」中国の産業組織の特徴が露れている。ここは正確には工場でもなく企業でもなく「工廠（厂、廠）」というべきところである。「工廠」は中国独特の、あるいは中央集権的計画経済独特の存在である。
- 13) 小宮隆太郎『現代中国経済：日中の比較分析』前掲、第2章、参照。
- 14) 先進諸国でも、連邦国家の場合、時にこの種の問題が生じる。一例として米国の州レベルでの“Buy American Act”が挙げられる。これはGATT（あるいは政府調達協定）上違法であり、また米国の国内法上も、本来、州政府は米国憲法により国際貿易に関しては一切権限をもたないはずである。
- 15) 1978年以降の中国の「貿易体制改革」は、中国がGATT参加を申請する1986年頃までは中国の貿易体制をGATTと整合的な状態に近付けるという問題意識を欠いており、その結果が本文で指摘した「逆方向」への「改革」（改悪？）となって現れたものと思われる。ところが日本の中国経済研究者が執筆した中国の貿易体制改革・外貨留保制・外貨調節センター等についての諸論文は、1988～93年になっても、中国の貿易制度およびその改革をGATTとの整合性に則して検討するという視角をまったく欠いている。これらの研究者は中国のGATT参加問題を中国にとって重要な問題とは考えないのであろうか。またGATTとの整合性が念頭（眼中？）にないのだとしたら、彼等はそもそも貿易体制なりその改革なりを一体どのような尺度に照らして評価し論じているのだろうか。
- 16) 「混乱を招いた急速な分権化：混迷する中国の油脂・油脂原料」『油脂』42巻 8号（1989年）、pp. 22-23, 参照。なお『中国経済』（ジェトロ）1992年 2月号、3月号に、「対外経済貿易部による輸出許可証管理品目リスト（234品目）」が掲載されている。

- 17) 外貨調節センターおよび外貨留保制度については、(注5)で挙げた文献を参照。
- 18) ある種の商品は外匯券でしか買えず、外匯券は一般の中国人は入手できないということは、その商品について輸入数量制限が行われていないとしても、輸入制限が行われているのと同様の効果がある。ただし輸入自由化が進まないのに外匯券や友誼商店の制度が廃止されると、中国に滞在している外国人は日常の消費財で輸入されるものが手に入らなくなるという問題が生じる惧れがある。
- 19) 南亮進「中国、企業民営化は不可避」『日本経済新聞』1993年11月16日付。しかしこの論稿の中で南氏が「ガット加盟に対する輸入圧力をどうして防いだらよいか」という江澤民主席の設問に対する答えとして述べていることは、私にとってはまったく不満足なものである。
- 20) 小宮隆太郎「1984～87年の『経済過熱』：マクロ経済管理改善の課題」『現代中国経済：日中の比較分析』前掲、第4章、参照。
- 21) 本文で挙げたような諸措置をすべて廃止すべきであるということ、それでは対外経済貿易部はどのようなことをすればよいのか、仕事がなくなってしまうのではないのか、小宮は完全な自由放任主義 (laissez faire) の貿易政策を推奨するのか、と訝がる向きがあるかもしれないが、私は決して自由放任主義者ではない。本文で述べたように、関税や輸入数量制限によってある種の産業を保護する必要があるろうし、多国間・二国間の貿易交渉はもとより、規格・商品分類の国際的統一、統計の整備、貿易保険、貿易金融、貿易振興 (日本のジェットロのような仕事)、禁制品 (武器・麻薬・保護動物等) の監視、等々について中国政府が積極的に行なわなければならない貿易政策の分野は多々あるだろう。
- 22) 魏海波「ガット加盟で国内産業に打撃」『エコノミスト』、前掲、参照。
- 23) なお「部門別」の「輸入圧力」に関して、特定の製品の輸入が急増して、国内の産業に重大な被害をもたらすときには、GATT加盟国は、19条により「緊急措置」 (safe-

guard, escape clause と通称される。具体的には輸入数量制限、関税の引上げ) を実施することができることを、付け加えておこう。

24) 日本の貿易自由化が何時完了したかについて、決定的な区切りとなる日付はないが、残存輸入制限 (G A T T 規定と整合的でない輸入数量制限) の品目数が27品目 (工業品 5 品目 [皮革・革製品・石炭]、農産物22品目: この数はその後10年間変わらなかった) となった1975年が一つの節目であろう。したがって貿易自由化にはおおよそ15年の年月を要したということができよう。小宮隆太郎『現代日本経済: マクロ的展開と国際経済関係』東京大学出版会、1988年、第4章、「貿易と貿易政策」、参照。

25) 小宮隆太郎『現代中国経済: 日中の比較分析』、前掲、p. 45, pp. 78-82, 参照。

26) 電力・鉄道・通信等、自然独占型の産業分野で、経営の効率性を確保することは、企業の所有形態が国有・公有・私有のいずれであっても難しい問題である。

27) たとえば米国のハーバード大学はじめ私立大学の基本財産の相当の部分が株式に投資されており、それらの大学は米国大企業の大株主になっている。中国でも大学のような私人ではない各種の公的機関が従来 of 国有企業の株主になることは考慮に値するだろう。

28) 小宮隆太郎『現代日本経済研究』東京大学出版会、1975年、p. 298, 参照。

29) 小宮隆太郎「中国における 1987-90年の政治経済的過程と体制改革の基本的課題」、前掲、pp. 50-53.

30) 毛里和子『現代中国政治』名古屋大学出版会、1993年、第5章、ことにpp. 137-38, 参照。

31) 最近の数年間、中国と米国との二国間貿易においてさまざまな問題が発生した (今井理之「米中経済摩擦」『中国経済』(ジェトロ) 1992年4・5月号、参照)。それに関連して中国には、中国がG A T T 加盟国でないために米国との交渉上著しく不利な立場にお



かれてきたという観念が広くあるように見受けられる。そして中国がG A T Tに参加すれば、米国との「貿易戦争」の解決上有利になると考えられているようである。しかしそのような「有利」性がどの程度現実のものとなるであろうか。

米国は国際貿易に関してやや特異な考え方をもち、伝統的に、ある外国が自国と貿易することは自国がその国に貿易の特権を与えることに基づき、自国がその特権供与を撤回すれば外国は自国と貿易できない、と考えられているようである。これは中国の王朝時代の「朝貢貿易」にやや近い思想といえる。米国はさまざまな理由に基づいて他国に対して貿易その他の経済制裁を発動した回数が最も多い国である。Gary C. Hufbauer and Jeffrey J. Schott, *Economic Sanctions Reconsidered: History and Current Policy*, Washington, D. C. : Institute of International Economics, 1985, 2nd. ed., 1990, 参照。これに対して日本・オランダ・シンガポール・スウェーデン・スイス等は「貿易立国」が国是であり、自国が外国と貿易を行うことは自明の理であって、よほどの例外的な事由がないかぎり外国との貿易関係を絶つことはない。E Cや日本を含む中国以外の多くの国にとっても、米国は二国間貿易交渉上最も手強く、扱い難い国である。

仮に米国が中国のG A T T参加に際してG A T T 35条を適用せず、中国と正常なG A T T関係に入ると仮定しても、米国が中国との貿易関係で中国がG A T T違反と認めることを行ったときに、中国が米国に対してどれくらい強くその是正を要求し、どれくらい救済をかちとることができるかは、米中二国間の貿易の全般的状況（黒字・赤字）や、中国側のG A T T違反の諸要素等、多くの要因に依存し、不確定の要素が大きい。

## [年表：中国とGATTの関係]

- 1948年 5月 中華民国GATTに加盟。
- 1949年10月 中華人民共和国（中国）成立。
- 1950年 5月 中華民国（台湾）GATTを脱退。
- 1972年 9月 日中貿易協定調印。相互に最恵国待遇を与える。
- 
- 1981年 5月 中国、GATT繊維品委員会のオブザーバーとなる。
- 1984年11月 中国、GATT理事会等のオブザーバーとなる。
- 1986年 7月 中国、GATT事務局に加盟国の地位回復を申請。
- 9月 中国、ウルグワイ・ラウンドの交渉に参加。
- 1987年 6月 GATT中国作業部会、正式スタート。89年 4月までに 7回の会議を開く。
- 1989年 6月 天安門事件。中国作業部会中断。
- 12月 中国作業部会再開。第 8回会議。これを含めて93年 9月（第15回）まで 8回の会議を開く。
- 
- 1990年 1月 台湾、「台湾・澎湖・金門・馬祖関税地域」の名称でGATTに加盟申請。
- 1992年11月 GATT台湾作業部会を設置。
- 1993年 2月 日本、中国との関税・非関税障壁交渉（加入交渉）開始に基本的に同意。  
なお日本以外には、カナダ・豪州・ハンガリーが交渉を開始。ニュージーランドは交渉を行う旨を表明
- 3月 GATT加盟に関する米国と中国の政府間協議再開。
- 5月 米国、中国への最恵国待遇の延長を、人権問題の改善を条件に決定。
- 12月 ウルグアイ・ラウンド妥結。

[資料] (注3) に所載の文献、および新聞記事等による。

## Abstract

Negotiations towards the accession of the People's Republic of China to GATT are currently under way. This paper examines some economic problems related to the proposed move.

It is one of the ideals of the GATT system that the firms in its member countries, which, as such, constitute the worldwide market economies, should trade among themselves with as little governmental interference as possible, on a free, multilateral and nondiscriminatory basis. Hence the GATT system calls on each of its member countries not only to liberalize international trade, but also to ensure a certain measure of liberalization within its own domestic economy. At present, however, one observes in China's economic regime a wide range of policies and practices inconsistent with the principles of GATT, such as the trade licensing system, the dual price system, the covering of the deficits of state enterprises by the government and the protection of industry by provincial governments. Under the circumstances, the casual observer may well draw the conclusion that China's economic system and the GATT system are about as compatible as "oil and water".

China, it appears, is worried that it will be unable to cope with import pressures that will inevitably be generated by GATT membership. It should be noted, however, first that China has two major macroeconomic means at its disposal for the management of imports in that (1) China's central bank should be in a position to control the money supply so as to maintain economic growth without inflation, and (2) even if some degree of inflation proves unavoidable, it can adjust exchange rates to the levels required to balance the supply of and demand for foreign exchange. Second, on import pressure at the sectoral level, trade liberalization will lead to the achievement of a suitable balance between exports and imports through the mechanism of "comparative advantage". Also, China could protect the so-called "infant industries" in accordance with the GATT rules. China should make steady progress towards the goal of free trade by formulating a suitable "trade liberalization program" from a long-term perspective.

Socialist economic systems have generally been interpreted in China as being distinguished by three principles, namely: public ownership of the basic means of production, centrally planned economies, and the distribution of income according to work. If China becomes a member of GATT, it will inevitably have to transform its state-owned enterprises into economic entities with a substantial degree of autonomy and independence and to eliminate such socialist economic practices as prescriptive supply and demand planning by product and centrally planned pricing. Furthermore, the GATT system demands commitment to constitutional government, transparency in administration, and free circulation of information. In order to meet these requirements, China will have to overcome the obstacles presented by its current system of domination of the Communist Party in all affairs and its secretive tendency.

The accession of China to GATT should bring substantial benefits both to China itself and to the rest of the world, including Japan. It is hoped that China will achieve GATT membership by promoting market orientation and liberalization of its economic affairs, further establishing constitutional government and enhancing the transparency of its policies regarding international trade.